



水産業における人権デュー・デリジェンスの取組み状況に関するアンケート

基本情報

- 企業名：東洋冷蔵株式会社
- 回答日：2025 年 7 月 2 日

1. 貴社は、本アンケート送付時点で、マグロ漁船に従事する移住労働者の人権問題（強制労働・労働環境・賃金問題等）について把握していますか。把握している場合には、その課題についてご回答ください。

マグロ漁船において特に移民労働者に関する人権問題等の課題があることは認識しております。

課題については、①操業期間が長い（鮪延縄漁船の場合、1～2年に一度の帰港）、②洋上にいる為、外部からの監視体制や救済へのアクセスが構築されにくい、③様々な人種の船員が乗り込む為、言語や文化、宗教の違いに起因する差別が生じやすい、④移民労働者のリクルートメントにおいて、その作業が国境を跨ぐことからエージェントによる適切なプロセスのモニタリングが困難であること、等があると認識しております。

2. 貴社における指導原則の実施方法・体制について

（1）貴社は、水産業における人権侵害（強制労働・奴隷労働・賃金問題等）を予防・軽減するために、具体的にどのような措置を実施していますか。以下の各分野についてご回答ください。

1 人権方針の策定

当社では、人権方針を 2024 年 4 月に策定の上、当社 HP 上に掲載しております。

【人権方針】

<https://www.toyoreizo.com/sustainability/humanrights.html>

2 水産物に特化した調達方針

当社では、持続可能な調達方針を 2024 年 4 月に策定の上、当社 HP 上に掲載しております。

【持続可能な調達方針】

<https://www.toyoreizo.com/sustainability/procurement.html>

また、マグロ類に関しては、マグロ類に係る調達ガイドラインを 2022 年 8 月に策定の上、当社 HP 上に掲載しております。

【マグロ類に係る調達ガイドライン】

<https://www.toyoreizo.com/sustainability/sustainable.html#anker01>



3 人権デュー・デリジェンスのプロセスおよび体制構築

当社では、策定した人権方針や調達方針に基づいて人権デュー・デリジェンス体制の確立に努めております。仕入れの際には当社の「持続可能な調達方針」に則り、持続可能な調達を推進しております。また、特にマグロ類に関しては、人権や労働状況等の社会面および環境面のリスクが高いことを踏まえ、直接取引を行っている取引先に対し、当社の「サプライヤーガイドライン」を遵守する旨の誓約書を取り付けることで、サプライヤーに対して同ガイドラインに基づく取組を促す体制を進めております。

加えて、遵守状況と個別リスクを確認するためにマグロ類とエビのサプライヤーに対して、毎年アンケート形式のサプライチェーン調査を実施、更にマグロ類のサプライヤーに対して、第三者機関を起用した「外部監査」、当社社員等で行う「自社監査」も実施し、調査結果を基に、サプライヤーとの改善計画を策定し、改善に向けた取組を推進しております。

【サプライヤーガイドライン】

<https://www.toyoreizo.com/sustainability/procurement.html>

4 対話・救済手続(グリーバンスメカニズム)のプロセスおよび体制構築

当社 HP 上にグリーバンスメカニズムへのリンクを掲載しております。また、漁船に掲載する為にグリーバンスメカニズムのポスター化を行い、今後当ポスターを当社取引先の漁船に掲載して頂くことも検討しております。

5 その他関連する取組

外部専門家が主催するラウンドテーブル等、水産業における労働者の人権問題に関するマルチステークホルダーとの対話の場に参加し、意見交換等を実施して、当社の持続可能な調達に向けた施策の改善等に活用しております。

3. 水産物の調達方針およびトレーサビリティについて

- (1) 貴社は、水産物のサプライヤーをどこまで把握していますか（一次、二次、三次、およびそれ以降等）。サプライヤーリストを公開されている場合は、公開先をご記入ください。

魚種によりますが、大部分の商品においては、漁獲者・生産者まで把握しています。取引先との守秘義務に関わる情報が含まれるため、サプライヤーリストは公開していません。

- (2) マグロの調達先の漁船の旗国を把握していますか。把握している場合、どの国の漁船ですか。下記のうち、該当する選択肢を回答するか、選択肢にない場合には国名をご記入ください。

自社におけるマグロ調達先の旗国は全て把握しています。

日本 ・ 韓国 ・ 台湾 ・ その他 ・ (中国・セイシェル・バヌアツ・パナマ・フィジー・キリバス・オマーン・ナミビア)



- (3) 水産物のサプライチェーンについて、調査やモニタリングをどのように実施していますか（基準や手順等）。その基準およびプロセスについてご回答ください。また、マグロの調達に特化した基準およびプロセスがある場合には、併せてご回答ください。

上記 2- (1) -3 に記載の通りです。

- (4) 貴社の水産物の調達方針に、強制労働の禁止および撤廃に関して明記しているかご回答ください。また、マグロに特化した調達基準がある場合には、当該方針に強制労働の禁止および撤廃について明記しているかご回答ください。

上記 2- (1) -2 に記載の URL の通り、サプライヤーガイドラインやマグロ類に係る調達ガイドラインに記載しております。

- (5) 強制労働の禁止や撤廃に関する取組状況について、水産物、特にマグロの調達先の選定・評価基準として確認していますか。

確認しております。

- (6) 水産物、特にマグロに関する調達方針に関して、時限的な目標や導入している認証制度があればご記入ください。

2030 年までに GSSI 認定認証取得製品の仕入れ数量を、全体の 30%とする事を目標としております。

4. 人権デュー・デリジェンスの実施状況について

- (1) 人権デュー・デリジェンスの実施にあたり、国際条約や枠組み、そのほか遵守している基準をご回答ください。

「国際人権章典（世界人権宣言・国際人権規約）」および「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」に掲げられている人権（国際的に認められた人権）を尊重しており、また、「国際人権章典（世界人権宣言・国際人権規約）」、「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」および国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、人権尊重の取組を推進しております。

- (2) 人権デュー・デリジェンスのプロセスとして①人権リスク評価を実施し、②特定された人権リスクの防止や軽減のための施策を講じ、③その実施状況および結果の追跡調査を実施し、④それら一連の取組を開示していますか。具体的な頻度や取組内



Human Rights Now

容も含めてご回答ください。報告書として開示されている場合には、開示先をご回答ください。

① 人権リスク評価

当社の事業活動における人権リスク評価を実施し、特にマグロ類のサプライチェーン上のリスクが高いと評価しております。

② 特定された人権リスクの防止や軽減のための施策の実施

上記 2-(1)-3~5 に記載した取組等を行っております。

③ 実施状況および結果の追跡調査の実施

サプライチェーン調査を毎年実施しており、24 年度は 175 社を対象に実施、外部監査・自社監査については其々 3 件・30 件を対象に実施し、改善点が見つかった場合は改善計画を策定して改善に向けた取組を推進しております。

④ 一連の取組の開示

マグロ類に係る調達ガイドラインで策定した取組進捗状況については、今後当社 HP にて公表する予定です。

- (3) 上記(2)に関連して、公開方法に関してステークホルダーにとってのアクセシビリティ（言語面等）についてどのように考慮していますか。

取組方針等は HP 上に日本語及び英文で公開しており、今後取組進捗状況等についても日本語及び英文で公表する予定です。

- (4) 人権デュー・デリジェンスのプロセスにおいて、サプライチェーン上の労働者（漁船の乗組員を含む）に対する職務上の安全・衛生管理に関する方針や対策の有無・内容について確認していますか。確認している場合は、その具体的内容（確認時期・確認結果を含む）をご回答ください。

マグロ類とエビのサプライヤーに対して、毎年アンケート調査にて確認をしております。マグロ類に関しては、外部監査・自社監査でも確認しており、その確認内容は、「水産業界向け社会的責任評価（SRA）ツール」を参考にしています。確認結果については守秘義務に関する情報が含まれている為、非公表としております。

- (5) 貴社のサプライチェーン上の漁船乗組員には移住労働者が含まれていますか。

☒ 含まれている ・ ☐ 含まれていない ・ ☐ 確認できていない



- (6) (5)について、移住労働者が含まれていることを確認している場合、移住労働者の乗組員に対する賃金の未払いや長時間労働、船上の劣悪な生活環境等の人権リスクについて調査し、状況を把握していますか。把握されている場合、その詳細をご回答ください。

マグロ類とエビのサプライヤーについて調査しており、現時点では人権リスク等が顕在化した事例は確認されておりません。今後リスクが把握された場合には、外部監査や自社監査を通じて詳細なアセスメントを実施する仕組みとなっております。

5. 対話・救済手続(グリーバンスメカニズム)の実施状況について

- (1) マグロ漁を含む水産業に従事する船上の労働者がアクセスすることのできるグリーバンスメカニズムを設置していますか。設置している場合、本アンケート回答時までの実施状況(相談件数、相談内容、相談に対する対応内容等)をご回答ください。

上記 2-(1)-4 に記載の通りです。

- (2) グリーバンスメカニズムについて、どのようにステークホルダーへ周知していますか。特に漁船上の乗組員に対する周知方法についてもご回答ください。公表していない場合には、その理由をご回答ください。

自社監査時に、経営層／漁船管理者(船長等)に周知しております。また、2-(1)-3 に記載したアンケート調査内においてもサプライヤーの皆様にも書面で周知しております。

6. ステークホルダーエンゲージメント等について

- (1) 水産業およびマグロの人権問題に関して、これまで実施した、労働組合、NGO、サプライヤーといったステークホルダーとのエンゲージメントについて、①その実施時期、②エンゲージメント先、③内容(頻度、テーマ、経営への反映等)についてご回答ください。回答欄が足りない場合には追加ください。

エンゲージメント先については、守秘義務の関係から、具体名の回答は差し控えさせていただきます。

実施時期	エンゲージメント先	テーマ・頻度・経営への反映等
随時	外部専門家	定期的に入権や労働・IUUに関する意見交換及び面談を実施しており、先方主催のラウンドテーブルにも参加している。
24 年 6 月	海外漁業協会	不定期実施。まき網船における労働環境に関する意見交換や協会の役割確認を行っている。



実施時期	エンゲージメント先	テーマ・頻度・経営への反映等
24 年 6 月	本邦漁業組合	不定期実施。遠洋延縄船における労働環境に関する意見交換や協会の役割確認を行っている。
24 年 9 月	本邦漁業機構	不定期実施。延縄船に関わる労働環境・人権問題に関する意見交換を行っている。
24 年 11 月	海外漁業協会	不定期実施。延縄船に関わる労働環境・人権問題に関する意見交換を行っている。
随時	海外 NGO	不定期実施。船に対するアセスメント委託、FIP 実施について協議を行っている。

- (2) 労働組合、NGO、専門家、企業等が加入している水産業の人権をテーマとするネットワークやプラットフォームに参画していますか。参画している場合、①その名称②そこで得た知識や情報を社内でどのように適用しているのか、ご回答ください。

上記 2-(1)-5 に記載の通りです。

守秘義務の関係から、具体名の回答は差し控えさせていただきます。

- (3) 該当する場合、特に消費者に対し、貴社商品やキャンペーンを通した水産業の強制労働に関する啓発活動や情報発信を実施していますか。

消費者への情報発信は特に実施しておりません。

7. 水産業の強制労働防止・撤廃に向けた取り組みについて NGO や労働組合等漁船上の労働者を支援する団体と、労働者のエンパワーメント向上や漁船のデジタル化促進によるサプライチェーンのトレーサビリティ強化の取組み等について、連携している場合にはその詳細をご回答ください。

NGO 団体と FIP やアセスメントでの連携を模索しておりますが、現時点では取組は具体化しておりません。

8. 貴社における困難・弊害について



Human Rights Now

水産業界における人権状況を改善し、持続可能なマグロを含む水産業の調達を実現する上でどのような 困難・弊害(法令の欠如、技術不足、産业内での協力体制等)があるか、ご回答ください。

漁船における労働環境を客観的に確認する上で、労働時間の記録といった書類が適切に整備されていることは重要であり、この点を改善する為の更なる法的整備や具体的な規定の充実が必要と感じております。

また、上記 1 で回答した構造的な課題に対するアプローチとして、電子モニタリングの導入は有効な手段の一つであると認識しており、更なる導入推進や環境整備を進めていく必要があると考えております。

9. 人権デュー・デリジェンスの義務化について

日本政府に対して、人権デュー・デリジェンスを義務化する法律の制定を求めますか。その理由も併せてご記載ください。

他の業界も含めた一律の人権 DD 法制化の是非についてはコメントする立場になく、回答を差し控えさせていただきます。なお、マグロ類の人権尊重の取組に係る法規制に関して言えば、上記 8 で回答の通り、例えば船員の労務管理や電子モニタリングにつき改善の余地はあるかと考えております。

10. 上記の回答以外に補足等があればご記入ください。

特に御座いません。

アンケート締め切り

ご回答は、2025 年 7 月 2 日までにご提出ください。ご協力いただきありがとうございました。